

3. 介護保険法の代行申請規定の趣旨

- 介護保険法第27条第1項ただし書は、社会保険労務士法の特例である。
- 社会保険労務士法第27条は、他法令に規定がある場合を除き、社会保険労務士でない者に対し、他人の求めに応じ報酬を得て、業として介護保険法に基づく申請を代行又は代理することを禁じている。
- 従って、報酬を得て、業として（つまり、反復・継続して）、要介護認定の申請代行又は代理を行いうるのは、社会保険労務士、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に限定されるということになる。
なお、報酬を受けないというのであれば、これら以外の者について、申請の代行又は代理を行うことは当然に可能である。

(参照条文)

社会保険労務士法（抄）

- (社会保険労務士の業務)
- 第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。
- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（以下「申請書等」という。）を作成すること。
一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること。
一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（主務省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（主務省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。
 - 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（第一号に掲げる書類を除く。）を作成すること。
 - 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（労働争議に介入することとなるものを除く。）。
- 2 前項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。
(業務の制限)
- 第二十七条 社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。